

議案第 11 号

昭島市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 18 日

提出者 昭島市教育委員会  
教育長 山下秀男

昭島市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則

昭島市公立学校学区に関する規則（昭和37年昭島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、つつじが丘小学校の学区について

- 「美堀町一丁目 1 番から 12 番まで」の次に  
「代官山二丁目 1 番から 5 番まで」を追加する。

別表第1中、拝島第二小学校の学区について

- 「拝島町3926番地・3933番地5・3935番地3」を削除し、  
「美堀町一丁目から五丁目まで（一丁目1番から12番までを除く。）」の次に  
「代官山一丁目  
二丁目 6 番から 10 番まで  
三丁目」を追加する。

別表第2中、瑞雲中学校の学区について

- 「美堀町一丁目 1 番から 12 番まで」の次に

代官山二丁目 1 番から 5 番まで

を追加する。

「

」

別表第 2 中、拝島中学校の学区について

美堀町一丁目から五丁目まで（一丁目 1 番から 12  
番までを除く。）

の次に

「

代官山一丁目  
二丁目 6 番から 10 番まで  
三丁目

を追加し、

」

「

拝島町 3926 番地・3933 番地 5・3935 番地 3

を削除する。

」

## 附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

### （提案理由）

住居表示の実施に伴い、学区を改正する必要がある。また、学区が未設定の地域に学区を設定するため、規則を改正する必要がある。

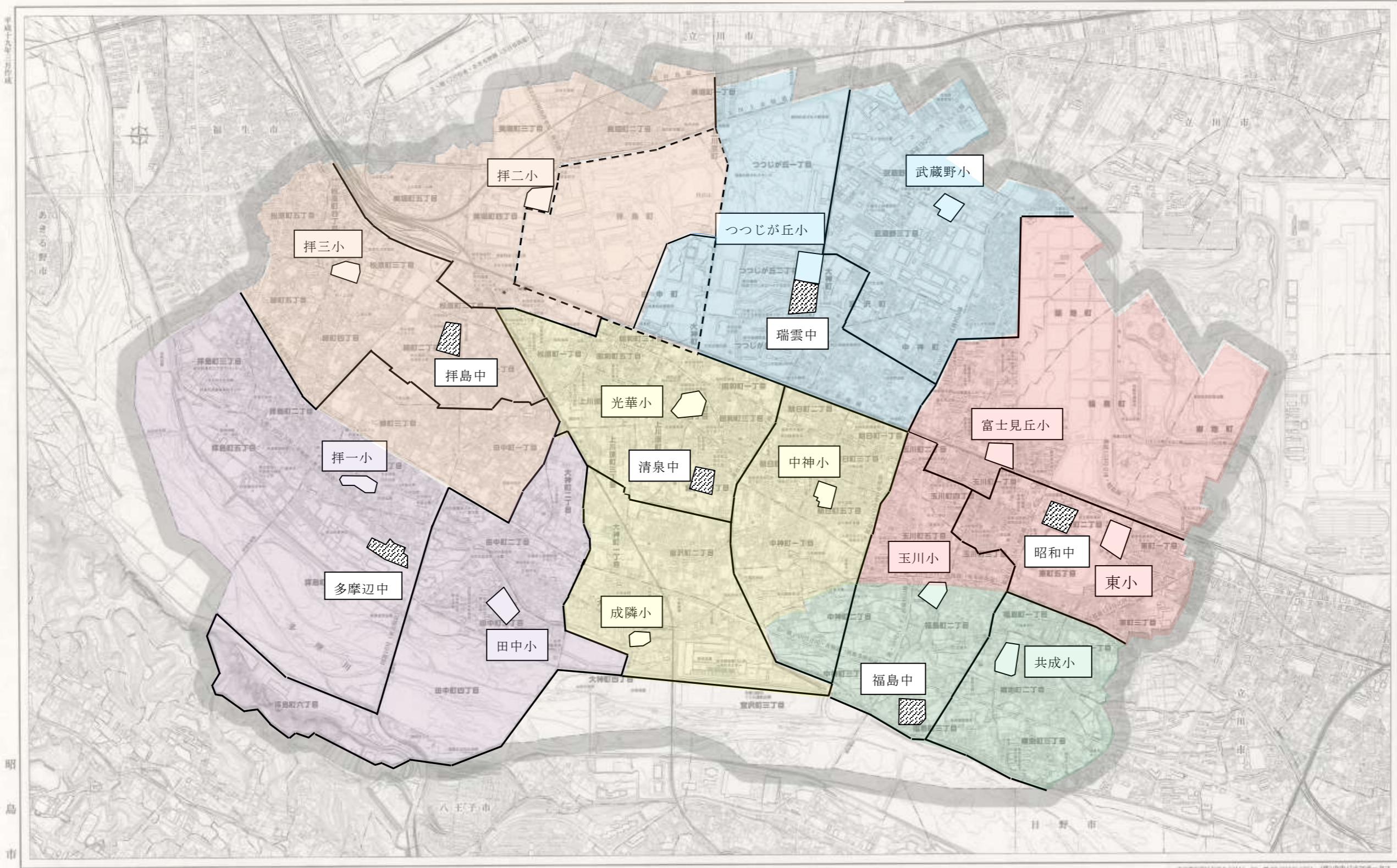
## 昭島市公立学校学区に関する規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新		旧	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
学校名	学 区	学校名	学 区
(略)	(略)	(略)	(略)
つつじが丘小学校	(略)	つつじが丘小学校	(略)
美堀町一丁目 1番から 12番まで		美堀町一丁目 1番から 12番まで	
代官山二丁目 1番から 5番まで			
(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
拝島第二小学校	美堀町一丁目から五丁目まで (一丁目 1番から 12番までを除く。)	拝島第二小学校	美堀町一丁目から五丁目まで (一丁目 1番から 12番までを除く。)
		拝島町 3926番地・3933番地5・3935番地3	
代官山一丁目			
二丁目 6番から 10番まで			
三丁目			
(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
学校名	学 区	学校名	学 区
(略)	(略)	(略)	(略)
瑞雲中学校	(略)	瑞雲中学校	(略)
美堀町一丁目 1番から 12番まで		美堀町一丁目 1番から 12番まで	
代官山二丁目 1番から 5番まで			
(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
拝島中学校	美堀町一丁目から五丁目まで (一丁目 1番から 12番までを除く。)	拝島中学校	美堀町一丁目から五丁目まで (一丁目 1番から 12番までを除く。)

新		旧	
	<u>代官山一丁目</u> <u>二丁目 6 番から 10 番まで</u> <u>三丁目</u>		
	(略)		(略)
(略)	(略)		拝島町 3926 番地・3933 番地 5・3935 番地 3
(略)		(略)	(略)

## 昭島市立小中学校学区図



1:20,000

北緯35度4分53秒 東経139度37分11秒